

制定	平成14年	1月23日	中国運輸局公示第187号
改正	平成15年	10月15日	中国運輸局公示第54号
改正	平成20年	6月13日	中国運輸局公示第31-2号
改正	平成21年	3月10日	中国運輸局公示第165号
改正	平成26年	1月24日	中国運輸局公示第82号
改正	令和2年	12月25日	中国運輸局公示第64号
改正	令和5年	8月2日	中国運輸局公示第36号
改正	令和6年	1月25日	中国運輸局公示第101号

## 公 示

### 個人タクシー事業の許可等に付した条件変更（代務運転） 承認申請事案の審査基準

個人タクシー事業の許可等（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）に付した条件変更（代務運転）承認申請事案について、下記のとおり審査基準を定めたので公示する。

平成14年1月23日

中国運輸局長 中村達朗

#### 記

##### 1 目的

代務運転制度は、個人タクシー事業者が病気又は負傷等（以下「傷病等」という。）により、自ら事業を遂行できない場合において、一定期間、その事業用自動車当該事業者本人以外の者に運転させることを認めることにより、当該事業者及び家族の当面の生活の安定を確保することを目的とする。

##### 2 承認方法

代務運転者を使用しようとする事業者からの申請に基づいて、許可等に付された条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件を、一定期間変更（以下「代務運転に係る許可条件変更」という。）することにより行うこととする。

##### 3 承認要件

代務運転を使用しようとする事業者（以下「事業者」という。）及び代務運転者のいずれもが、

少なくとも次のそれぞれの要件のすべてを満たしている場合に限って認めることとする。

(1) 事業者の要件

- ① 傷病等によって入院・療養が必要なため、自ら運転業務を実施できないことが、医師の診断書によって明らかであること。
- ② ①により、当該事業者が運転業務を実施することができない結果、個人タクシー事業以外に収入の途がないため、医療費を含めた生計の維持が著しく困難であることが認められる場合。
- ③ ①の原因となった負傷が、自らの重大な法令違反行為が原因で生じた交通事故によるものではないこと。
- ④ 申請時において、年齢が75歳未満であること。

(2) 代務運転者の要件

- ① 申請時において、年齢が65歳未満であること。
- ② 有効な二種免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。
- ③ 申請に係る営業区域において、タクシー又はハイヤーの運転を職業とした期間（個人タクシーの代務運転を含む。）が、申請日以前5年以内に3年以上ある者。
- ④ 申請に係る営業区域がタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく指定地域（以下「指定地域」という。）である場合には、同法に基づく登録を受けていること。

⑤ 法令遵守状況

- イ 申請日以前5年前以降に次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。
- (イ) 道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
  - (ロ) 道路交通法の違反による運転免許の取消し処分
  - (ハ) タクシー業務適正化特別措置法に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
  - (ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
  - (ホ) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、その他これらに準ずる法令の違反による処分
  - (ヘ) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ロ 申請日前3年前以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、

違反がないものとみなす。

ハ イ又は口の違反により現に公訴を提起されていないこと。

#### ⑥ 事業計画

事業者の事業計画を確実に遂行できる者であること。

### 4 代務運転に係る許可条件変更の手続き

「個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書」（別添1の様式による。）及び添付書類を中国運輸局長へ提出するものとする。

### 5 承認する期間

- (1) 代務運転に係る許可条件変更の承認期間は6ヶ月間を限度とし、承認の際に期限を付すこととする。なお、当該承認期限については、当初承認が行われた日から1年間までの範囲において更新できるものとする。
- (2) 承認が行われた日から1年を経過した場合において、特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がある場合に限り、(1)の承認期間を更新できるものとする。
- (3) 当該承認期間内であっても、事業者が死亡、又は、事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、当該承認の期間は終了するものとする。

### 6 承認の処理

代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した別添2の書面を交付し、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録実施機関（以下「登録実施機関」という。）によるタクシー業務適正化特別措置法13条に規定する代務運転者の登録タクシー運転者証の交付を受けるものとする。

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、車内に代務運転者の登録タクシー運転者証を表示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、中国運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届（別添3の様式による。）を中国運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡、又は、事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了するものであること。
- (7) (5)又は(6)の場合並びに承認期間が満了した場合には、速やかに代務運転者の登録タクシー運転者証を登録実施機関に返付しなければならない。

## 7 代務運転に係る許可条件変更の承認の取消

次のいずれかに該当する場合は、代務運転に係る許可条件変更の承認を取消することとする。

- (1) 代務運転者以外の者に当該事業用自動車を営業のために運転させた場合
- (2) 代務運転者が、3. (2) ②又は④の要件に適合しなくなった場合

### 附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。2 平成8年3月28日付中国運輸局公示第51号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許に付した条件変更（代務運転）承認申請事案の審査基準」は、平成14年1月31日限り廃止する。

### 附則（平成15年10月15日）

この公示は、平成15年10月15日以降に申請を受け付けたものから適用する。

### 附 則（平成20年6月13日）

この公示は、平成20年6月14日以降に申請を受け付けたものから適用する。

### 附 則（平成21年3月10日）

この公示は、平成21年3月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。

### 附 則（平成26年1月24日）

この公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用する。

### 附 則（令和2年12月25日）

この公示は、令和3年1月1日以降受理する申請から適用する。

### 附 則（令和5年8月2日）

この公示は、令和5年8月2日から適用する。

### 附 則（令和6年1月25日）

この公示は、令和6年1月25日から適用する。

別添1

年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所  
名 称  
氏 名  
生年月日 年 月 日生 (満 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書

下記のとおり代務運転者を使用したいので、個人タクシー事業の許可に付された条件の一部の変更承認を申請します。

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日
- (2) 許可（認可）番号
- (3) 許可（認可）の期限
- (4) 営業区域

2. 代務運転者

住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生 (満 歳)

3. 代務運転者を使用しようとする期間

年 月 日～ 年 月 日

4. 申請理由

5. 代務運転承認状況（過去3年間）

承認年月日	番 号	承 認 期 間	代務運転者名
年 月 日	第 号	年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日	第 号	年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日	第 号	年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日	第 号	年 月 日～ 年 月 日	

6. 添付書類

- (1) 事業者に係る医師の診断書
- (2) 事業者の収入状況を記載した書面
- (3) 事業者の運転免許証の写し
- (4) 代務運転者との雇用契約書
- (5) 代務運転者の運転免許証の写し
- (6) 代務運転者の履歴書
- (7) 代務運転者の運転経歴書
- (8) 代務運転者に係る独立行政法人自動車事故対策機構等が発行する運転適性診断書（受診日が申請日以前1ヶ月以内のもの）
- (9) 代務運転者に係る自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（発行日が申請日以前15日以内のもの）
- (10) 代務運転者の宣誓書（関係する法令に違反していない旨）
- (11) 代務運転者の健康診断書（受診日が申請日以前1ヶ月以内のもの）
- (12) 代務運転者の在職証明書

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の承認書

〇 〇 〇 〇 殿

年 月 日付け第 号による個人タクシー事業の許可に付した条件第2項について下記3. のとおり変更することを承認する。

記

1. 承認期間

年 月 日～ 年 月 日

2. 承認期間中の代務運転者

住 所

氏 名

3. 条件

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、車内に代務運転者の登録タクシー運転者証を表示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、中国運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届を中国運輸局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認が終了するものであること。
- (7) (5) 又は (6) の場合並びに承認期限が到来した場合には、速やかに代務運転者の登録タクシー運転者証を登録実施機関に返付しなければならない。

年 月 日

中国運輸局長 〇 〇 〇 〇

別添3

年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所  
名 称  
氏 名  
生年月日 年 月 日生（満 歳）

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の解除届

年 月 日付け第 号による個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更  
について、年 月 日に代務運転者の使用を終了したので、当該許可条件変更の解除  
届を提出します。